

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き



◎申告期限 令和6年1月31日(水)

申告期限が近付くと窓口の混雑が予想されます。
余裕を持った提出にご協力をお願いします。

提出方法

- ◎窓口での提出
問い合わせ
氷見市役所1階 税務課（緑色B1、B2窓口）
総務部税務課 資産税担当 TEL 0766-74-8045（直通）
開庁（取扱）時間 午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝祭日と12月29日～1月3日は除く。）
- ◎郵便での提出
〒935-8686 （住所記載不要）
氷見市総務部税務課 資産税担当
受領印が必要な場合、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◎電子申告（エルタックス）での提出 … 6ページをご覧ください。
☆申告書提出の際の個人番号（マイナンバー）の確認については、6ページをご覧ください。

※この手引きは、令和5年10月1日現在の税制に基づいて作成しています。

目次

I 償却資産のあらまし

- 1 償却資産とは … 1
- 2 償却資産の種類と具体例 … 1
- 3 業種別の主な償却資産 … 2
- 4 申告の対象となる資産 … 2
- 5 申告の対象とならない資産 … 2
- 6 少額の減価償却資産の取扱について … 2
- 7 償却資産と家屋の区分 … 3
- 8 固定資産税（償却資産）と国税の主な違い … 4

II 償却資産の申告について

- 1 申告が必要な方 … 5
- 2 申告方法 … 5
- 3 提出する書類 … 5
- 4 申告書控に受領印が必要な場合 … 5
- 5 個人番号（マイナンバー）・法人番号の確認について … 6
- 6 電子申告（エルタックス）の利用について … 6

- 7 申告書の書き方がわからない場合 … 6
- 8 申告をしない、又は虚偽の申告をすると … 6
- 9 実地調査協力をお願い … 6

III 償却資産の評価と課税

- 1 償却資産の評価計算について … 7
- 2 償却資産への課税について … 7
- 3 課税標準の特例が適用される資産 … 8
- 4 非課税となる資産 … 8
- 5 固定資産税の減免について … 8
- 6 過疎法による課税免除について … 8
- 7 償却資産の耐用年数について … 8

IV 申告書等の記載要領

- 1 償却資産申告書の記入例 … 10
- 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例 … 11
- 3 種類別明細書（減少資産用）の記入例 … 12

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、土地及び家屋以外でその事業のために用いている構築物、機械、器具備品等の資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により、損金又は必要経費として算入することができるものをいいます。

2 償却資産の種類と具体例

種 類	具 体 例			
1種	構築物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易建物や物置、テント倉庫、ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場	
		土地に定着した土木施設	広告塔、門扉、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、外構工事、擁壁（事業用資産に資する工作物）、煙突、緑化施設等	
		建物附属設備	受変電設備、厨房設備、簡易間仕切り、建物から独立した諸設備等（3ページ参照）	
		建物の所有者と異なる方（テナント）が施工した設備	電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備、店舗内造作設備（3ページ参照）	
2種	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	食料品製造業用設備、その他各種製造業用設備	
		総合工事業用設備	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、その他の建設工業設備	
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等	
		搬送機械	クレーン、コンベヤー等	
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置等	
3種	船舶	ボート、漁船、運搬船、遊覧船等		
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等		
5種	車 両 及 び 運 搬 具	車両のナンバーが大型特殊自動車の分類番号であるもの（0、9ナンバー）…※1		
		区 分	構造・性能 等	具 体 例
		建設等用	次に掲げる要件を一つでも満たすもの (1) 最高速度 15 km/h を超えるもの (2) 自動車の長さが 4.7m を超えるもの (3) 自動車の幅が 1.7m を超えるもの (4) 自動車の高さが 2.8m を超えるもの	ショベルローダ、 フォークリフト等
		農耕作業用（乗用のもの）※2	最高速度 35 km/h 以上のもの ※車両サイズ・排気量の基準なし	トラクタ、田植機等
上記の大型特殊自動車の要件に該当しないものは、公道での走行の有無に関わらず「小型特殊自動車」として、軽自動車税の対象になります。				
※1 大型特殊自動車の分類番号について				
区 分		分 類 番 号		
建設機械に該当するもの		0、00～09、000～099		
建設機械以外のもの		9、90～99、900～999		
※2 歩行型田植機等、乗用でない農耕作業用車両は、償却資産（固定資産税）の対象になります。				
6種	工具、器具及び備品	ドリル、カッター等の工具、机、椅子、ロッカー、応接セット、金庫、パソコン、サーバ、プリンター、ルームエアコン、陳列ケース、冷凍庫、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、カラオケ等の音響機器、理美容器具、医療器具等		

3 業種別の主な償却資産

業種	資産の名称
共通	駐車場舗装、看板、塀、外灯、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、プリンター、コピー機、LAN配線、受変電設備、その他
喫茶・飲食業	食卓、椅子、厨房用品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、ルームエアコン、その他
理・美容業	理・美容椅子、消毒滅菌器、タオル蒸器、パーマ器、レジスター、サインポール、ルームエアコン、その他
土木建築業	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、その他の建設工業設備、その他
小売業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ルームエアコン、その他
食肉・鮮魚販売業	冷凍庫、肉切断機、挽肉機、冷蔵庫、陳列ケース、電子秤、レジスター、ルームエアコン、その他
医(歯)業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒滅菌用機器、手術機器、歯科診療ユニット、その他
農業	コンクリート畦畔、ビニールハウス、農業用機械器具、草刈り機、その他
漁業	漁船、船外機、魚群探知機、漁網、巻上機、生け簀、冷蔵庫、冷凍庫、その他

4 申告の対象となる資産

令和6年1月1日（賦課期日）時点で、事業のために用いることができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産は申告の対象となります。ただし、以下の資産は申告が必要です。

- (1) 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別減価償却している資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 決算期以後1月1日（賦課期日）までの間に取得された資産
- (4) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (6) 簿外資産（会社の帳簿等に乗っていない資産）
- (7) リース資産（本来、リース会社が申告）。ただし、割賦販売であると認められる場合（契約終了後に譲渡となる契約）は、買主が申告してください。
- (8) 改良費
- (9) 福利厚生用資産
- (10) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産（下表※1参照）

5 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車等（自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの）
- (2) 無形固定資産（特許権、漁業権、ソフトウェア等）
- (3) 商品、貯蔵品
- (4) 繰延資産（創立費、開業費、開発費、社債発行費等）
- (5) 牛、馬、果樹その他生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは、償却資産の申告対象）
- (6) 書画骨董（ただし、複製のようなもので装飾目的に使用されるものは、償却資産の申告対象）
- (7) 少額資産等
 - ① 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
 - ② 1個（1組）の取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産（下表※2参照）
 - ③ 耐用年数が1年未満の資産又は1個（1組）の取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産（下表※3参照）

6 少額の減価償却資産の取扱について

表中 ○印は申告必要、×印は申告不要、斜線は該当なし

取得価額	経理区分と申告の要否			
	個別減価償却	中小企業特例※1	3年一括償却※2	一時損金算入※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

7 償却資産と家屋の区分

(1) 家屋と設備の所有者が同じ場合の区分について

設備の種類	設備の分類	償却資産となる資産	家屋となる資産	
建 物	建 物	固定資産税が課税されない建物 (例) 基礎のない建物、仮設の建物	左記以外の建物	
建 築 設 備 等	内装・造作	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等	なし	
	電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式 (配線・配管を含む)	なし
		予 備 電 源 設 備	蓄電池設備・発電機設備 (配線・配管を含む)	なし
		中央監視制御装置	装置一式 (配線・配管を含む)	なし
		動 力 (高 圧) 配 線 設 備	特定の生産又は業務用の設備一式 (配線・配管を含む)	左記以外
		照 明 設 備	なし	屋内照明設備、分電盤
		電 話 設 備	電話機、交換機等の設置	配線及び配管
		拡 声 設 備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
		インターホン設備	親機、子機	家屋と一体の設備一式
		電 気 時 計 設 備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
	テレビ共聴設備	テレビ、カメラ等	屋内配線、左記以外の設備	
	空調設備	壁掛・窓掛等のルームエアコン 特定の生産又は業務用の空調設備	天井や壁面などへの埋め込み 式等家屋と一体の設備一式	
	消火設備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓等の設備
	給排水設備	給 排 水 設 備	屋外に設置した給排水設備、 特定の生産又は業務用給排水設備	屋内の給排水設備
		給 湯 設 備	局所式給湯設備、 特定の生産又は業務用給湯設備	中央制御式給湯設備、ユニッ トバス用給湯器
	そ の 他 の 設 備	運 搬 設 備	ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレータ ー、ダムウェーター等の家屋 と一体の設備一式
		厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式 (百貨店、旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備一 式
		コンピューター 設 備	機器・端末一式、 LAN設備 (配線及び配管を含む)、 POSシステム (配線及び配管を含む)	なし
		間 仕 切 り	設置、移動、撤去できるもの	家屋と一体のもので、取外し 困難なもの
		そ の 他	カーテン、ブラインド、袖看板、文字看板、 避難器具、総合郵便受等	自動ドア、シャッター
屋 外 設 備	門、塀、植栽、舗装路面、砂利敷き、融雪装 置、擁壁、外壁、庭園、簡易物置、ポール等	非常階段、ポーチ、テラス等 家屋と一体になっているもの		

※ 上記は一般的な区分の例示で、設備の構造等により判断の難しいものもありますので、不明な点は
税務課資産税担当 TEL 0766-74-8045 (直通) まで問い合わせください。

(2) 家屋と建築設備等の所有者が異なる場合について

家屋所有者以外の方 (以下「テナント」といいます) が、その事業の用に供するために取り付け
た建築設備等は事業用資産 (特定附帯設備) となり、テナントが償却資産として申告する必要があ
ります。(地方税法第343条第9項)

<事業用資産 (特定附帯設備) の例>

木造設備	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備等
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切り骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、 屋根仕上、建具、建築設備等

※特定附帯設備の申告は、資産の種類を構築物 (1種) としてください。

(3) 特定の生産又は業務用の設備について

次の資産は、事業所等の勘定科目にかかわらず償却資産として申告してください。

① 特定の生産用の設備

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
- ・紡績業、精密機械工業等における製造工場内空調設備及び集塵設備

② 特定の業務用の設備

- ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除きます。）
- ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において、顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備

8 固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な違い

項 目	地 方 税	国 税
	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外は定率法、定額法の選択 ※定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は、「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は、「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額 1円
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	区分評価（一部合算可） ※平成19年3月31日以前に取得した資産については合算評価

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和6年1月1日時点で、氷見市内で事業を営んでいる個人・法人、又は氷見市内で貸し付けている資産の所有者（個人・法人）は、所有する償却資産を市へ申告する必要があります。

例年、申告している又は申告が必要と思われる方には、市から申告書提出の案内を送付しています。申告する償却資産がない場合は、備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

2 申告方法

申告方法には、次の2つがあります。

(1) 増減資産申告

前年中に増加又は減少した資産を種類別明細書に記載して申告します。

増減がない場合は、備考欄に「前年中増減なし」と記入し提出してください。

(2) 全資産申告

賦課期日（1月1日）に所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算し申告します。正確な評価額等の算出・記載をお願いします。

3 提出する書類

申告方法が、増減資産か、全資産かで下表のように提出書類が異なりますのでご注意ください。

※自社作成様式や電算方式により申告している場合は、申告書を同封していません。

※申告書が必要な場合は、税務課資産税担当 TEL 0766-74-8045（直通）までご連絡ください。

申告内容 申告方法	申告が必要な方	申告が必要な資産		提出書類・様式		
		令和6年1月1日 時点において氷見 市内で所有されて いる全ての償却資 産	令和5年1月2日 から令和6年1月 1日までの間に、氷 見市内で増加又は 減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式 2枚複写 (緑色)	種類別明細書	
				別表1 増加資産・全 資産用(緑色)	別表2 減少資産用 (赤色)	
① 増減資産申告	資産があり、初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産を市外に移転した方		○	○		○
	償却資産を所有していない方			○		
② 全資産申告	資産があり、初めて申告される方	○		○	○	
	前年以前に全資産申告で申告した方	○		○	○	
	廃業又は資産を市外に移転した方			○		
	償却資産を所有していない方			○		

※ 償却資産を所有していない(すべての資産がリース等)場合は、申告書の備考欄に「すべてリース」、「該当資産なし」等、状況がわかるように記入し、提出してください。

4 申告書控に受領印が必要な場合

申告書控に受領印が必要な場合には、所在地（住所）、会社名（氏名）を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ FAXによる申告は、受付していませんのでご注意ください。

5 個人番号（マイナンバー）・法人番号の確認について

申告書に個人・法人番号を記載いただきますが、提出の際に番号確認のため、下記①～⑤のいずれかの書類提示をお願いします。

【窓口で提出する場合】

確認書類	納税義務者	個人の場合				法人の場合
		本人が申告する場合		代理人が申告する場合		
		①	②	③	④	
本人の個人番号カード（両面）		○		○		
本人の通知カード又は住民票の写し（個人番号の記載あり）			○		○	
本人の顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート等）			○			
委任状				○	○	
代理人の顔写真付き証明書（運転免許証、税理士証票等）				○	○	
法人番号指定通知書						○

※法人番号については、任意となります。

【郵便で提出する場合】

申告書等に上記書類のコピーを同封してください。

【電子申告で提出する場合】

別途郵送するか、データ（PDFファイル等を読み取ったもの）を添付し送信してください。

6 電子申告（eLTAX:エルタックス）の利用について

氷見市ではインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。

詳細は次のホームページ等をご覧ください。

- ホームページ <http://www.eltax.jp/>
- 利用時間 8時30分から24時（土・日・祝日、12/29～1/3は除く）
- ヘルプデスク 9時から17時（土・日・祝日、12/29～1/3は除く）
- 電話番号 TEL 0570-081459（ハイシンコク）
上記番号でつながらない場合は、TEL 03-5500-7010 まで

7 申告書の書き方がわからない場合

次の書類をお持ちのうえ、税務課資産税窓口までお早めにご相談ください。

- (1) 固定資産台帳
- (2) 個人確定申告書・法人確定申告書
- (3) その他減価償却資産の明細がわかる書類

8 申告をしない、又は虚偽の申告をすると

正当な理由がなく申告をしなかったり、虚偽の申告をしたりすると、延滞金の加算や、過料、罰金等が科されることがあります。（地方税法第368条、第385条、第386条）

9 実地調査協力をお願い

氷見市では、償却資産の実地調査（固定資産台帳の写しの提出や資産の確認等）に伺うことがあります。その際にはご協力をお願いします。（地方税法第353条、第408条）

なお、正当な理由がなく実地調査を拒否すると、罰金等が科されることがあります。（地方税法第354条）

また、申告漏れ等があった場合には、最大5年間遡及し、課税することになりますのでご注意ください。（地方税法第17条の5）

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 償却資産の評価計算について

■前年中に取得された償却資産 (()内は、減価残存率表 A)

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{取得価額}} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

■前年より前に取得された償却資産 (()内は、減価残存率表 B)

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率})$$

■以後、毎年この計算を続け、価格(評価額)の最低限度額は取得価額の5%とされており、計算結果がこれを下回る場合は5%の額で据え置きとなります。

<計算例>

【取得価額】500,000円 【取得年月】令和5年8月 【耐用年数】3年

年度	計 算 式	評価額
令和6年度	500,000円 × (1-0.536/2)	366,000円
令和7年度	366,000円 × (1-0.536)	169,824円
令和8年度	169,824円 × (1-0.536)	78,798円
令和9年度	78,798円 × (1-0.536)	36,562円
令和10年度	36,562円 × (1-0.536) = 16,964円	25,000円

※計算による評価額が令和10年度に取得価額の5%(最低限度)である25,000円を下回るため、以降の評価額は25,000円で据え置きになります。

<減価率・減価残存率表>

耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率	
		A 前年中取得のもの	B 前年前取得のもの			A 前年中取得のもの	B 前年前取得のもの			A 前年中取得のもの	B 前年前取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

2 償却資産への課税について

- (1) 納税義務者 毎年、賦課期日(1月1日)時点での償却資産の所有者をいいます。
- (2) 課税標準額 賦課期日(1月1日)時点の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。
また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。
- (3) 免 税 点 課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。
- (4) 税率・税額 $\boxed{\text{課税標準額(千円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率(1.6\%)}} = \boxed{\text{税額(百円未満切捨)}}$

3 課税標準の特例が適用される資産

下表のように地方税法で定める要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

【課税標準の特例の一例】

地方税法 適用条項	対象設備		特例率	取得期間 特例期間	備考 (添付書類等)
附則第15条 第25項第1号	太陽光 発電設備	発電出力 1,000kw 未満	2/3	R2/4/1~ R6/3/31取得 3年間	「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金」を受けて取得されたもの（「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けたものを除く） (添付書類) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写し）
附則第15条 第25項第2号		発電出力 1,000kw 以上	3/4	R9年度 まで	
附則第15条 第45項	中小企業等経営強化法における「先端設備導入計画」の認定を受けた一定の要件を満たす設備	賃上げ 表明なし	1/2	R5/4/1~ R7/3/31取得 3年間	(添付書類) ・固定資産税課税標準の特例適用申告書 ・先端設備等導入計画（写し） ・先端設備等導入計画に係る認定書（写し） ・経営革新等支援機関が発行する投資計画の確認書（写し） ・1/3 特例申請には、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（写し） ・リースの場合、リース契約書（写し）、固定資産税軽減計算書（写し）
		賃上げ 表明あり	1/3	R5/4/1~ R6/3/31取得 5年間 R6/4/1~ R7/3/31取得 4年間	

4 非課税となる資産

地方税法第348条（固定資産税の非課税の範囲）及び同法附則第14条（固定資産税等の非課税）に規定する要件に該当する償却資産には、固定資産税が課税されません。

5 固定資産税の減免について

火災、風水害、震災、落雷などにより被害を受け、氷見市税条例第60条に定める要件に該当することとなった償却資産にかかる固定資産税は、申請により減免を受けることができます。

所定の用紙を使用し、減免に該当することとなった日以降に到来する納期限の7日前までに申請してください。

6 過疎法による課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）に係る固定資産税の特例により、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業を営む方が、令和6年3月31日までに氷見市内で対象事業の用に供する設備等を取得し、「氷見市過疎地域持続的発展計画」に適合すること等の要件に該当すれば、申請により3年間の課税免除を受けることができます。

※事業規模、要件等、この制度の詳細については、商工振興課商工企業誘致担当 Tel. 0766-74-8105
又は税務課資産税担当 Tel. 0766-74-8045 までお問い合わせください。

7 償却資産の耐用年数について

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下、「耐用年数省令」という。）の別表第1、第2及び第5から第9までに掲げるものを通常は適用しますが、例外として次の二つも適用します。

- (1) 中古見積耐用年数…耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数…所得税法施行令第130条又は法人税法施行令第57条の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数（国税局長の承認通知書(写)の添付が必要です。）

参考 償却資産の耐用年数（抜粋）

別表第1【建物】

種類	細目	耐用年数
簡易建物	掘立造りのもの及び仮設のもの	7

別表第1【建物附属設備】

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、 通風又はボ イラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22kw以下のもの） その他のもの	13 15
店舗用簡易設備・簡易間仕切り		3

別表第1【構築物】

種類	細目	耐用年数
広告用	金属製のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 （工場緑化施設に含まれる ものを除く）	20
舗装道路及 び舗装路面	コンクリート敷、ブロック 敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
塀	コンクリート、コンクリート ブロック造	15
打込み井戸		10

別表第1【車両及び運搬具】

資産の名称	耐用年数
フォークリフト(小型特殊自動車を除く)	4

別表第1【工具、器具及び備品】

資産の名称	耐用年数
測定工具、検査工具	5
金型	2
陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵器付き）	6
”（その他のもの）	8
ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他の音響機器	5
冷房用又は暖房用機器	6
冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
食事又は厨房用品（陶磁器製・ガラス製）	2
”（その他のもの）	5
看板、ネオンサイン及び気球	3
その他の看板及び広告器具（金属製）	10
”（その他のもの）	5
事務机、椅子、キャビネット、（金属製）	15
”（その他のもの）	8
パーソナルコンピューター（サーバー除く）	4
その他の電子計算機	5
コピー機、タイムレコーダー、ファクシミリ	5
医療機器	
消毒滅菌用機器	4
調剤機器	6
レントゲン（移動式・救急医療用）	4
歯科診療ユニット	7
理容又は美容機器	5
自動販売機	5

別表第2【機械及び装置】

資産の名称	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造事業用設備	10
繊維工業用設備(その他の設備)	7
木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8
家具又は装飾品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
なめし革、なめし革製品製造業用設備又は毛皮製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
業務用機械器具製造業用設備	7
総合工事業用設備	6
農業用設備	7
運輸に附帯するサービス業用設備	10
宿泊業用設備	10
飲食店用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15
その他の設備で主として金属製のもの	17

IV 申告書等の記載要領

- ◎ 資産の増減など、異動がない場合でも必ず提出してください。(下記⑨を参照)
- ◎ 2枚1組(提出用・控用)となっていますので、上1枚を提出してください。
申告書控用に受付印が必要な場合は2枚とも提出してください。

1 償却資産申告書の記入例

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード																			
受付印		2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																			
① 令和6年1月15日 水見市長 殿																					
③ (ふりがな) 〒935-0000 ひみまろのうら 1 (住所) 水見市丸の内〇番〇号 (電話 0766-74-0000)		3 個人番号又は法人番号 ④ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		8 短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		9 増加償却の届出 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		10 非課税該当資産 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		11 課税標準の特例 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		12 特別償却又は圧縮記載 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		13 税務会計上の償却方法 (定率法) <input checked="" type="checkbox"/> (定額法)		14 青色申告 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無					
2 (氏名) かみまろのうら ひみまろのうら 株式会社 水見製造 だいひまろのうら ひみまろのうら 代表取締役 水見 太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額) ⑤ パン製造業 (5 百万円)		5 事業開始年度 平成10年10月		6 この申告に使用する償却の届出の氏名 水見 花子 (電話0766-74-0000)		7 税理士等の氏名 山田 一夫 (電話0766-20-0000)													
資産の種類		前年取崩し		前年取崩し		前年取崩し		計(イ)-(ロ)+(ハ)		15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地 ① 水見市丸の内〇番〇号 ② 水見市窪〇〇番地 △ビル222号室		16 借入資産 貸主の名称等 東京都港区西新橋〇-〇-〇 △△ファイナンス&リース㈱ (有)無		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家		18 備考(添付書類等) ⑨ (例) 増減なし 異動なし 該当資産なし 送付先変更 など					
1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計	2,900,000	6,725,000	2,650,000	5,725,000	750,000	5,200,000	1,000,000	6,200,000	2,485,000	440,000	2,925,000	12,110,000	8,375,000	6,390,000	10,125,000
資産の種類		評価額 (ホ)		決定価格 (ヘ)		課税標準額 (ト)															
1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計															

- ① ... 申告書を提出する日を記入してください。
- ② ... 初めて申告される方は、記入の必要はありません。2回目以降の方は、償却資産種類別明細書(資料用)に記載してある所有者コードを記入してください。
- ③ ... 固定資産税に関する事務を行っている事務所の所在地(納税通知書送付先)を記入してください。
- ④ ... マイナンバー制度で取得した個人番号又は法人番号を記入してください。
- ⑤ ... パン製造業、ブロック製造業、土木建設業、ガソリンスタンド等、事業の内容がわかるように記入してください。
- ⑥ ... 初めて申告される方は、空欄になります。
- ⑦ ... 初めて申告される方は、令和6年1月1日時点で所有している全ての資産の取得金額を種類別に合計して記入してください。
- ⑧ ... 一般の申告書は市で記入しますので空欄にしておいてください。(企業電算申告の場合及び一般申告書を利用して電算処理申告書を作成される場合のみ記入してください。)
- ⑨ ... 「備考」には次のような事項を記入してください。
 - ・前年中に資産の増減等、異動がなかった場合は、「前年中異動なし」
 - ・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所又は旧氏名等
 - ・申告書、明細書のほかに添付した書類の名称
 - ・その他、申告に必要な又は参考となる事項

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 6 年度										種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者コード		枚数	
所有者コード																				(株) 氷見製造		1枚目	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	課税標準額	山	摘要	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
01	1	井戸	1	5 4 11	750 000	10	0																
02	5	事務用机	2	5 4 6	120 000	15	0																
03							0																
04	6	ルームエアコン	1	5 4 6	170 000	6	0																
05							0																
06	2	ボイラー	1	5 4 3	1 000 000	9	0																
07							0																
08	2	パン製造機	1	5 4 3	4 200 000	10	0																
09							0																
10							0																
11	6	コピー機	1	5 3 12	150 000	5	0													申告漏れ			
17							0																
18							0																
19							0																
20							0																
小計					6 390 000																		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他のいずれかに○印を付けてください。

- ① … 償却資産種類別明細書（資料用）に記載されている所有者コードを記入してください。（初めて申告する方は記入不要です）
- ② … 種類別明細書（増加資産・全資産）が2枚以上になる場合は、通し番号（枚数）を記入してください。
- ③ … 各資産に次の種類番号を記入してください。
 1 = 構築物（建物附属設備） 2 = 機械及び装置 3 = 船舶 4 = 航空機 5 = 車両及び運搬具 6 = 工具、器具及び備品
 ※ 上記に分類されない「建物」や「建物附属設備」で経理されている資産で、償却資産の課税客体となるものは、構築物として「1」を記入してください。
- ④ … 資産の名称や型式は漢字、数字、英文字等で20文字以内で具体的に記入してください。
- ⑤ … 数量で1個や1台は「1」、設備一式や工事一式も「1」と記入してください。
- ⑥ … 資産の取得年月は、年号（昭和=3、平成=4、令和=5）及び年月は数字で記入してください。
- ⑦ … 資産を取得するために要した金額（付帯費を含む）を記入してください。ただし、改良費は新たな資産とみなしますので、本体とは別に記入してください。
- ⑧ … 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、短縮承認資産の場合は「**短縮**」、見積耐用年数適用資産の場合は「**中古見積**」と摘要欄に記入してください。
- ⑨ … 増加事由は該当する数字に○印を付けてください。
 1 = 新品取得 2 = 中古品取得 3 = 移動による受入れ 4 = その他
- ⑩ … 次に該当する資産については、摘要欄に「○○」のように記入してください。
 課税標準の特例該当資産は「**特例該当**」、非課税該当資産は「**非課税**」、耐用年数の短縮資産承認は「**短縮**」、見積耐用年数適用資産は「**中古見積**」、増加償却届出資産は「**増加償却**」、その他、種類別明細書（減少資産用）で一部減少や修正があり、正しい形で追加されたらその事由を摘要欄2～3行を使用して記入してください。

提出前に今一度、ご確認ください。

【申告書の作成について】

番号	項 目	チェック■
1	償却資産申告書（第26号様式（提出用））に、個人番号又は法人番号等が記入してありますか。…（10ページ参照）	
2	申告書（第26号様式（提出用））に、提出後の記載内容確認先として「この申告に回答する者の係及び氏名（電話）」欄が記入してありますか。 また、税理士に依頼されている場合に「税理士等の氏名（電話）」欄が記入してありますか。…（10ページ参照）	
3	資産の増加があった場合、種類別明細書（増加資産・全資産用）〔第26号様式別表1〕の増加した資産の項目に <u>資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数</u> が記入してありますか。…（11ページ参照）	
4	資産の減少があった場合、種類別明細書（減少資産用）〔第26号様式別表2〕に <u>資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数</u> が記入してありますか。 また、一部減少の場合は、摘要欄に減少事由の補足内容が記入してありますか。…（12ページ参照）	
5	資産の内容に誤りがあった場合に種類別明細書（減少資産用）〔第26号様式別表2〕に元の形のままで記入し、種類別明細書（増加資産・全資産用）〔第26号様式別表1〕に正しい形で記入してありますか。…（11及び12ページ参照）	
6	資産の種類が以下に該当する場合は、添付書類が用意されていますか。 ◎特例適用資産…課税標準の特例届出書及び必要な添付書類 ◎非課税資産…固定資産税非課税申告書及び必要な添付書類 ◎耐用年数の短縮…国税局長の承認通知書（写） ◎増加償却…税務署長への届出書（写） ◎陳腐化資産の一時償却…国税局長の承認通知書（写）	

【申告書の提出について】

番号	項 目	チェック■
1	窓口提出の場合は、マイナンバーカード（通知カード又は住民票写しの場合は、運転免許証等本人の顔写真付き証明書）〔代理人の場合は、同時に委任状及び代理人の顔写真付き証明書〕を提示できますか…（6ページ参照）	
2	郵送で提出の場合は、封筒の中へ上記書類のコピーを同封しましたか、また、申告書控用に受領印が必要な場合は返信用封筒（切手貼り済）を同封しましたか…（5及び6ページ参照）	
3	電子申告で提出の場合は、確認用書類を別途郵送いただくか、PDFファイル等で作成したデータを送信できますか…（6ページ参照）	

償却資産申告書の提出、お問い合わせ先
 〒935-8686
 富山県氷見市鞍川1060番地
 氷見市 総務部 税務課 資産税担当
 電話0766-74-8045（直通）